

厚生常任委員会
資料

令和4年9月14日（水）

福祉保健部

目 次

福祉保健部幹部職員	・・・ 1
【 予算議案 】	
議案第 1 号 令和 4 年度宮崎県一般会計補正予算案について（第 3 号）	・・・ 2
【 報告事項 】	
県が出資している法人等の経営状況について（報告書にて説明）	
1 地方自治法に基づく報告	
（1） 公立大学法人宮崎県立看護大学	
（2） 公益財団法人宮崎県移植推進財団	
2 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づく報告	
（1） 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団	
（2） 公立大学法人宮崎県立看護大学	
（3） 公益財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター	
（4） 公益財団法人宮崎県移植推進財団	
（5） 公益財団法人宮崎県健康づくり協会	
公立大学法人宮崎県立看護大学の令和 3 年度の業務実績について	・・・ 8
【 その他報告事項 】	
I 第 2 期宮崎県子どもの貧困対策推進計画の取組状況について	・・・10
II 公立大学法人宮崎県立看護大学第 2 期中期目標（素案）について	・・・13
III 新型コロナウイルス感染症における本県の対応状況等について	別冊

福祉保健部幹部職員

福祉保健部長	じゅうくろぎ きよし 重黒木 清
--------	---------------------

福祉保健部次長 (福祉担当)	こだま ひろ あき 児玉 浩明
県参事兼 福祉保健部次長 (保健・医療担当)	わだ よういち 和田 陽市
こども政策局長	はせがわ たけし 長谷川 武
部参事	しい ば しげ き 椎 葉 茂 樹

所属名	課長等	課長補佐等
福祉保健課	課長 かしわだ まなぶ 柏田 学	課長補佐(総括) こそ の しん じ 小 蘭 真 二 にしくほ 泰 子 西久保 泰 子 池田 雄 市 主 幹(企画調整担当)
指導監査・援護課	課長 なかざわ きよみ 中 澤 紀代美	課長補佐 さ た よししげ 佐 多 能 成
医療政策課	課長 ながくら まさと 長 倉 正 朋	課長補佐 ふじもと のぶゆき 藤 元 信 孝
薬務対策課	課長 かわそえ ようじ 川 添 洋 次	課長補佐 こやま けいいち 小 山 圭 一
国民健康保険課	課長 しんぐら たかし 新 藏 隆	課長補佐 あかえ こういち 赤 江 貢 一
長寿介護課	課長 ふくやま あきら 福 山 旭 さとう まさひろ 佐 藤 雅 宏 医療・介護連携推進室長	課長補佐 こまじ みほ 駒 路 美 保
障がい福祉課	課長 ふじい こうすけ 藤 井 浩 介	課長補佐 ふじもと ちかこ 藤 本 千佳子
衛生管理課	課長 いき かずひこ 壹 岐 和 彦	課長補佐(総括) まがや よしふみ 眞 茅 喜 文 課長補佐(技術担当) しむら たか 下 村 高 司
健康増進課	課長 いちなり のりふみ 市 成 典 文	課長補佐(総括) さかい ゆうじ 酒 井 祐 司 課長補佐(技術担当) ますどめ まゆみ 益 留 真由美
感染症対策課	部参事兼課長 ありむら こうすけ 有 村 公 輔	課長補佐 わたなべ ともひろ 渡 辺 智 裕
こども政策局		
こども政策課	課長 くぼ のりみち 久 保 範 通	課長補佐 にしの しゅうじ 西 野 修 司
こども家庭課	課長 おがわ ともみ 小 川 智 巳	課長補佐 たかはし まこと 高 橋 誠

【予算議案】

議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課名	令和4年度		
		現計予算額	補正額	補正後の額
一 般 会 計	福祉保健課	16,946,278	5,400	16,951,678
	指導監査・援護課	167,053		167,053
	医療政策課	4,768,767		4,768,767
	薬務対策課	2,143,274		2,143,274
	国民健康保険課	30,208,867		30,208,867
	長寿介護課	23,910,994		23,910,994
	障がい福祉課	16,877,729	2,769	16,880,498
	衛生管理課	1,664,877	24,166	1,689,043
	健康増進課	3,690,579		3,690,579
	感染症対策課	23,777,393	16,027,167	39,804,560
	こども政策課	18,686,186	17,122	18,703,308
	こども家庭課	6,122,709	18,709	6,141,418
	小計	148,964,706	16,095,333	165,060,039
特 別 会 計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	116,458,392		116,458,392
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	299,676		299,676
	小計	116,758,068	0	116,758,068
福祉保健部 合計		265,722,774	16,095,333	281,818,107

①コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査事業

福祉保健課

1 目的・背景

新型コロナの長期化が生活困窮世帯の子どもに与える影響が懸念されるため、実態調査を実施することで、生活状況や必要とされるニーズを把握するとともに、その結果を行政、関係機関及び関係団体と共有し、きめ細かな施策の運用を図る。

2 事業概要

県内の中学2年生及びその保護者の半数（約5,500組）を抽出し、国がモデルとして示した共通調査項目に県独自の設問を加え、生活状況に関する実態調査を実施する。

調査方法は、調査票2種類（中学2年生用及び保護者用）を郵送し、紙で郵送又はオンライン回答の選択制により回収。

3 事業費

5,400千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
1,500	3,900	0

※ その他：宮崎再生基金

4 事業効果

本県初の全市町村を対象とした実態調査を実施し、本県における子どもの貧困の実態を把握することで、必要な施策の構築及び運用を図ることができる。

⑧ 新こども療育センターマイナンバーカード利用環境整備事業

障がい福祉課

1 目的・背景

今年6月閣議決定された骨太の方針では、令和5年4月から医療機関等において、患者がマイナンバーカードを保険証として利用できることが、原則義務化されたことから、こども療育センターにおいて、マイナンバーカードの保険証利用ができるよう、必要な環境整備を行う。

2 事業概要

マイナンバーカードの保険証利用ができるよう、顔認証付きカードリーダーの整備及び電子カルテシステム等の改修を行う。

3 事業費

2,178千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	1,050	1,128

※ その他：雑入（社会保険診療報酬支払基金補助）

4 事業効果

マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことで、医師等が保険者の保有する薬剤情報等を閲覧することができ、より良い医療の提供に資するとともに、従来手入力している保険証の情報を自動的にシステムに取り込むことができ、病院スタッフの事務負担軽減が図られる。

新生活衛生営業者燃油高騰対策支援事業

衛生管理課

1 目的・背景

サービスの提供において経費に占める燃料費の割合が高く、原油価格高騰により厳しい経営状況に置かれている一般公衆浴場（いわゆる銭湯）及びクリーニング所（取次所以外）に対して、原油価格高騰の負担軽減に必要な支援を行うことで経営安定化を図る。

2 事業概要

一般公衆浴場及びクリーニング所（取次所以外）に対して原油価格高騰による燃料費の負担軽減支援を行う。（補助率：定額）

区 分	1施設当たりの補助額(定額)	施設数	予算額(千円)
一般公衆浴場	170千円	11	1,870
クリーニング所（取次所以外）	80千円	244	19,520
事 務 費			2,776

3 事業費

24,166千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
24,166	0	0

※国庫：地方創生臨時交付金

4 事業効果

原油価格高騰により増大した一般公衆浴場及びクリーニング所（取次所以外）の経費の負担軽減支援に取り組むことで経営安定化が図られ、さらには県民の公衆衛生の向上及び増進につながる。

新型コロナウイルス感染症対策関係事業一覧

感染症対策課

1 目的・背景

感染の主流となっているオミクロンBA5による爆発的な感染拡大により、さらなる予算を確保するもの。

2 事業概要・事業費 160.3億円

- (1) PCR検査体制等強化事業 24.8億円
新型コロナ感染疑いに係る医療機関での保険適用検査に伴う自己負担部分を公費負担
- (2) 感染患者入院費公費負担 24.7億円
新型コロナ患者に対して行われる入院治療及び外来治療に伴う自己負担部分を公費負担
- (3) 新型コロナウイルス検査促進事業 33.3億円
感染拡大傾向時に感染不安を抱える方などが、無料でPCR等検査を受けることができる体制を確保
- (4) 軽症者等宿泊療養施設運営事業 9億円
新型コロナ患者のうち軽症者等が宿泊療養を行う施設の確保、運営
- (5) 自宅療養者に対する健康観察体制確保事業 68.5億円
自宅療養者への健康観察や食料支援を、地域の医師や訪問看護ステーション、民間企業への委託により実施

3 事業効果

新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の確保により感染拡大を防止するとともに、状況に応じた医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制を提供できる。

新こども家庭センター設置促進事業

こども家庭課

1 目的・背景

令和4年6月公布の改正児童福祉法に基づき、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を一体化した相談支援機関「こども家庭センター」の市町村への設置を促進し、子育てに課題を抱える家庭や虐待リスクの高い子どもへの包括的な支援体制の構築を図る。

※改正児童福祉法

「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月に公布され、こども家庭センターの市町村への設置が努力義務とされた。（令和6年4月施行）

2 事業概要

市町村がこども家庭センターを設置するために必要な施設の整備・改修費や運営費用の一部を補助する。（実施主体：市町村）

(1) 一体的相談支援機関整備事業

施設の整備費や改修費、開設準備等に必要な経費（補助率9／10）

(2) 一体的相談支援機関運営事業

職員の配置や研修、システム改修等に必要な経費（補助率5／6）

3 事業費

18,709千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	18,142	567

※ その他：安心子ども基金

4 事業効果

母子保健分野と児童福祉分野双方の機能を有する支援機関が相談対応を行うことにより、支援が必要な子どもやその家庭を早期に発見し、切れ目のない継続的な支援を提供できる。

【報告事項】

公立大学法人宮崎県立看護大学の令和3年度の業務実績に関する評価結果について

医療政策課

1 趣旨等

公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法第78条の2第1項の規定により、各事業年度の業務実績について、宮崎県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けることとされており、同条第6項の規定により、評価結果の報告を行うもの。

2 評価方法

法人が作成した、令和3年度業務実績報告書を評価委員会が検証し、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置」など、5つの項目についての「項目別評価」及び「全体評価」を行った。

（参考）評価委員会の開催状況

第1回評価委員会（令和4年7月8日（金））

- ・ 法人から業務実績報告書の説明
- ・ 委員による質疑

第2回評価委員会（令和4年8月5日（金））

- ・ 業務実績評価書（案）についての審議

3 業務実績評価書の概要

(1) 評価の基本方針

- ① 大学の教育研究の特性及び大学の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の業務運営の充実・改善に資するものとする。
- ② 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- ③ 本県における看護教育・研究・研修の中核機関として、法人が実施する地域社会と連携した取組等について、積極的に評価を行うものとする。
- ④ 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

(2) 評価の結果

① 項目別評価

次の項目ごとに、ⅣからⅠの4段階で評価が行われた。

評価区分	評価内容
Ⅳ	年度計画を順調に実施している
Ⅲ	年度計画を概ね順調に実施している
Ⅱ	年度計画を十分に実施していない
Ⅰ	業務の大幅な改善が必要である

項 目	評価結果
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	IV

(判断理由等)

県内就職率50%以上を2年連続で達成したことや、別科(助産師課程)修了生の県内就職率が過去最高の9割を超えたこと、看護師国家試験及び保健師国家試験の合格率がともに100%を達成したこと等から総合的に判断し、評価については「IV」に相当すると認められる。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	IV
---------------------------------	----

(判断理由等)

これまで課題としていた学生の事務局対応満足度が過去最高の92.3%となり、目標の80%を大きく上回ったことなどを総合的に判断し、評価については「IV」に相当すると認められる。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	IV
----------------------------	----

(判断理由等)

コロナ禍においても学生が安心して修学できる環境整備のため、教室等の空調換気設備の更新を前倒しで取り組んだことなどを総合的に判断し、評価については「IV」に相当すると認められる。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	III
-----------------------------------	-----

(判断理由等)

第2期中期計画の策定に向け、検討チームを組織する等、様々な取組を行った。法人の自己評価では、取組項目全てが「年度計画を概ね順調に実施している」と評価されており、評価委員会で検証したところ同様の評価であり、「III」に相当すると認められる。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	III
------------------------------	-----

(判断理由等)

学生・教職員への新型コロナウイルス感染拡大防止のための警戒段階別方針(BCP)の策定等を行った。

法人の自己評価では、取組項目全てが「年度計画を概ね順調に実施している」と評価されており、評価委員会で検証したところ同様の評価であり、「III」に相当すると認められる。

② 全体評価

総合的には、新型コロナウイルスの影響により実施できなかった項目や一部改善の余地はあるものの多くの項目で年度計画を達成していることから、令和3年度の業務実績は順調に進捗していると認められる。引き続き、中期目標・中期計画の達成に向け、着実な業務の推進とその成果に期待する。

【その他報告事項】

第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画の取組状況について

福祉保健課

1 計画の概要

(1) 計画の性格

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画として策定

(2) 計画の期間

令和2年度～令和5年度（4年間）

(3) 基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことのできる社会の実現を目指す

(4) 対策の4つの柱

- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 教育の支援
- 生活の安定に資するための支援
- 経済的支援

2 取組の状況

(1) 県

- ① 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
 - ・ 生活困窮者自立相談支援事業
 - ・ ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業 ほか
- ② 教育の支援
 - ・ みやざきの子どもを守る総合支援事業（スクールソーシャルワーカーの配置・派遣）
 - ・ 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業 ほか
- ③ 生活の安定に資するための支援
 - ・ 「子どもたちの夢・挑戦」応援事業
 - ・ ヤングケアラー等支援体制整備事業 ほか
- ④ 経済的支援
 - ・ ひとり親家庭医療費助成事業 ほか

(2) 市町村

- ① 子どもの貧困対策の推進に関する計画の策定状況
23市町村（9市12町2村）で策定済み。

② 特徴的な取組

- ・ 市民主体の子どもの貧困対策活動に対する助成の実施（宮崎市）
- ・ 市役所庁舎等で食材の寄付を募る「フードドライブ」の実施（日向市）
- ・ 家庭から不要になった学生服を集めて希望者に無償配布する「学生服のリユース事業」の実施（えびの市）

(3) 国・関係団体等

① 福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置（宮崎労働局） ほか

② 子ども食堂等の活動状況（R4年4月現在）

- ・ 子ども食堂 67か所（8市6町） 対前年12か所増
- ・ 学習支援 41か所（7市2町） 対前年1か所増
- ・ フードバンク 35か所（9市9町） 対前年6か所増

③ その他

- ・ みやざき子ども未来奨学金（宮崎県の子どもの貧困に関する連携推進協議会）
- ・ 子ども食堂への「宮日こども新聞」の配布（株式会社宮崎日日新聞社）
- ・ 子育て支援の寄付型私募債の発行（株式会社宮崎銀行）
- ・ 子ども食堂等に対する寄附（米良電機産業株式会社）

(4) 数値目標（4項目）

項目	策定時 平成30年度	実績	目標値
		令和3年度	令和5年度
生活保護世帯の子ども			
高等学校等進学率	92.1%	91.3%	94.0%
高等学校等中退率	5.2%	2.1%	4.0%
公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合	—%	18.9%	100.0%
市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率	38.5% (10市町)	88.5% (23市町村)	100.0% (26市町村)

(5) 指標（24項目）

別紙のとおり

3 今後の取組

- ・ 新型コロナの長期化が生活困窮世帯等の子どもに与える影響が懸念されるため、実態調査を実施することで生活状況や必要とされるニーズを把握するとともに、その結果を関係機関及び関係団体と共有し、きめ細かな施策の運用を図る。
- ・ 各種支援制度の情報が必要な方にしっかりと届くように周知を行いながら、引き続き、市町村、関係団体、民間団体と連携を密に図って生活の安定、貧困の連鎖の解消に資する施策を実施する。

子どもの貧困に関する指標

No.	指標	第2期計画策定時		備考	直近値		備考
		全国	宮崎県		全国	宮崎県	
生活保護世帯に属する子ども							
1	高等学校等進学率	93.7%	92.1%	国: H30.4.1 県: H31.4.1 現在	93.7%	91.3%	国: R3.4.1 県: R4.4.1 現在
2	高等学校等中退率	4.1%	5.2%		3.6%	2.1%	
3	大学等進学率	36.0%	23.1%		39.9%	37.6%	
児童養護施設の子ども							
4	進学率(中学校卒業後)	95.8%	100.0%	H30.5.1 現在	96.2%	100% (28人/28人)	国: R1.5.1現在 県: R3.5.1現在
5	進学率(高等学校卒業後)	30.8%	34.8%		28.3%	22.7% (5人/22人) 【内訳】大学4人 短期大学1人	
ひとり親家庭							
6	子どもの就園率(保育所・幼稚園)	81.7%	88.9%	国: 平成28年度 県: 平成29年度 現在	81.7%	88.9%	国: 平成28年度 県: 平成29年度 現在
7	親の就業率(母子世帯)	80.8%	83.9%	平成27年調査	82.0%	86.0%	令和2年調査
8	親の就業率(父子世帯)	88.1%	89.7%		88.5%	89.6%	
9	親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	44.4%	49.3%		39.8%	46.8%	
10	親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	69.4%	67.6%		64.7%	64.5%	
全世帯の子ども							
11	進学率(中学校卒業後)	99.0%	98.6%	国: 平成29年度 県: 平成30年度 現在	99.1%	98.8%	国: 令和3年3月卒業 県: 令和3年3月卒業
12	中退率(高等学校)	1.4%	1.6%	平成30年度 (国公立学校)	1.0%	0.9% (204人/21,749人)	令和2年度 (公立学校) ※令和3年度分は 10月に公表
13	中退者数(高等学校)	48,594人	522人		20,283人	204人	
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー							
14	スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合(小学校)	50.9%	46.0%	平成30年度 (公立学校)	56.9%	54.1% (98校/181校)	令和2年度 (公立学校) ※令和3年度分は 10月に公表
15	スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合(中学校)	58.4%	65.9%		61.7%	88.5% (85校/96校)	
16	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	67.6%	要請に応じて すべての小学校に対応 (対応実績6.3%)		86.2%	要請に応じて すべての小学校に対応 (対応実績64.8%)	
17	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	89.0%	配置校83校のほか、 要請に応じてすべて の中学校に対応 (対応実績73.4%)		91.8%	配置校83校のほか、 要請に応じてすべて の中学校に対応 (対応実績74.8%)	
就学援助制度に関する周知状況 (学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)							
18	入学時及び毎年度の進級時	65.6%	92.3%	平成29年度	81.1%	96.2% (25市町村/26市町村) 未実施: 諸塚村	令和3年度
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況							
19	小学校	47.2%	34.6%	平成30年度	83.7%	73.1% (19市町村/26市町村)	令和3年度
20	中学校	56.8%	42.3%		85.1%	76.9% (20市町村/26市町村)	
高等教育の修学支援新制度の利用者数							
21	大学	-	-	令和2年度から 開始される制度 のため、実績なし	202,030人	1,375人	令和3年3月31日 現在の新給付 奨学生数 ※旧給付奨学生 を含む。
22	短期大学	-	-		18,015人	220人	
23	高等専門学校	-	-		56,825人	568人	
24	専門学校	-	-				

(注) 数値目標の1・2は指標にもなっているが、数値目標として管理。

※ 指標の出典

指標1~3: 国は厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県は県福祉保健課調べ。

指標4、5: 国は厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ、県は県子ども家庭課調べ。

指標6: 国は全国ひとり親世帯等調査、県はひとり親世帯生活実態調査。

指標7~10: 国勢調査。

指標11: 文部科学省「学校基本調査」を基に算出。

指標12、13: 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査。

指標14~17: 国は文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ、県は県教育委員会人権同和教育課調べ。

指標18~20: 国は文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ、県は文部科学省「就学援助実施状況調査」。

指標21~24: 独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ(※授業料、入学料の減免利用者数は未公表)。

公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標（素案）について

医療政策課

1 策定の理由

地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき、公立大学法人宮崎県立看護大学(以下「法人」という。)が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示するものである。

2 目標の概要

(1) 期間

令和5年度～令和10年度（6年間）

(2) 策定の基本的な考え方

第1期の基本的な方向性は維持しつつ、法人のこれまでの実績及びそれに対する宮崎県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価等を踏まえ策定する。

(3) 主な内容

- ①大学の教育研究等の質の向上に関する目標
- ②業務運営の改善及び効率化に関する目標
- ③財務内容の改善に関する目標
- ④自己点検・評価及び情報の提供に関する目標
- ⑤その他業務運営に関する重要目標

3 第1期からの主な変更点

- ・第2期に重点的に取り組む目標として、「重点目標」を明示
- ・県内就職率50%を確実に達成するため、県や医療機関との連携・協力
- ・卒業生に対するUターン支援の推進 等

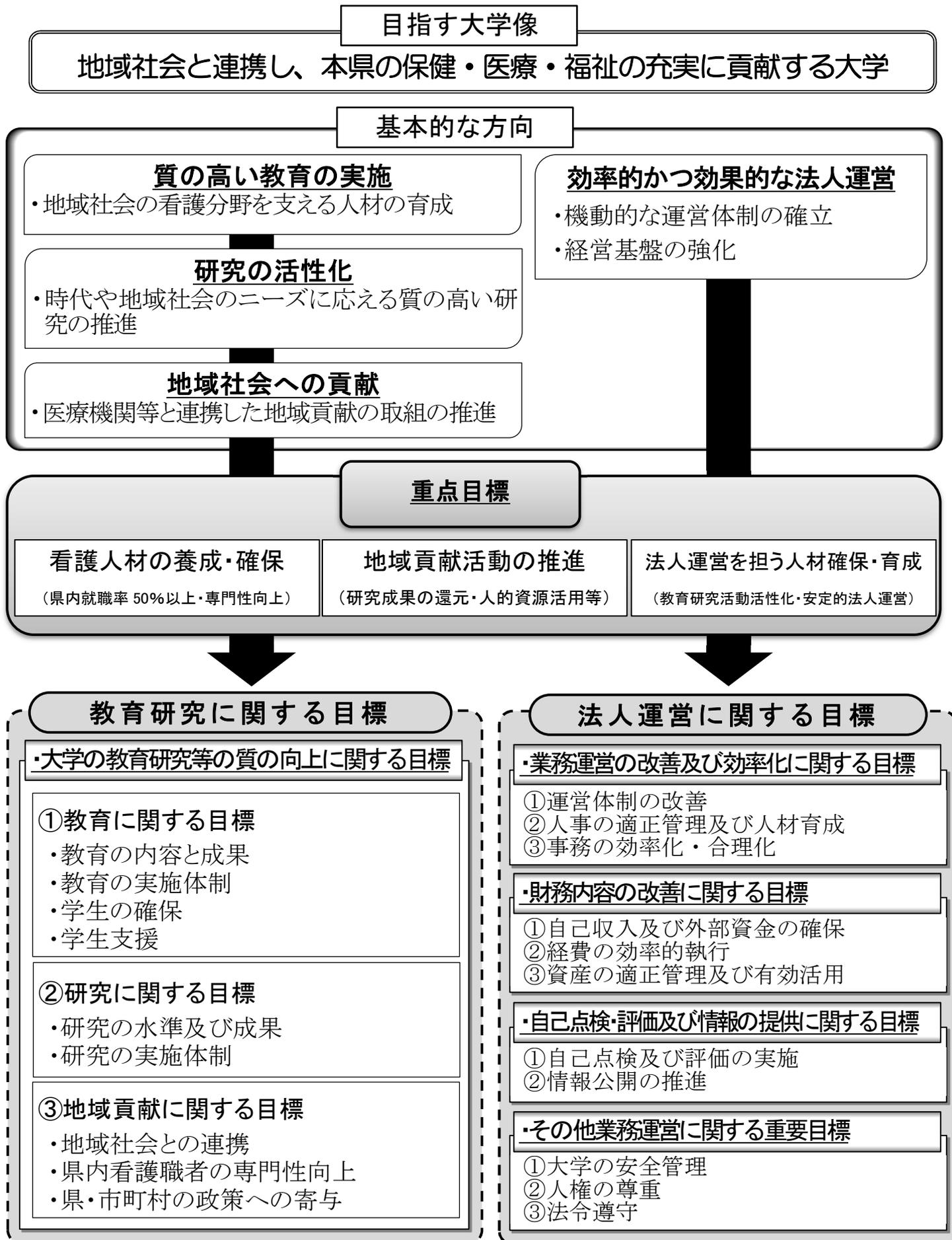
4 これまでの経緯

令和4年 6月 中期目標（素案）の作成、法人の意見聴取
7月～ 評価委員会の意見聴取

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月 中期目標（素案）に係るパブリックコメントの実施
11月 県議会へ上程
議決後、法人へ指示
12月～ 法人において中期計画策定（法人→県）
令和5年 2月 中期計画に係る評価委員会の意見聴取
3月 中期計画認可（県→法人）

公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標（素案）の概念図



公立大学法人宮崎県立看護大学 第1期中期目標・第2期中期目標（素案）対照表

第1期中期目標	第2期中期目標（素案）	修正理由
<p>第1 はじめに <u>宮崎県立看護大学（以下「看護大学」という。）は、開学以来、質の高い看護職者を育成するなど、本県の保健、医療、福祉の向上に大きく貢献してきた。</u> <u>しかしながら、少子高齢化の進行等により、大学を取り巻く環境や、大学に求められる役割が大きく変化する中、地域に根ざす大学として、将来にわたって県民の期待に応えるためには、新たな課題や様々な状況の変化等に適時・的確に対応していく必要がある。</u> <u>そこで、宮崎県では、看護大学が自らの責任と判断により効率的で効果的な大学運営を行い、魅力ある大学へと改革することができるよう地方独立行政法人制度を活用することとし、大学像である「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」の実現を目指し、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）を設立した。</u> <u>理事長及び学長のリーダーシップの下、法人が自主的・自律的な大学運営・大学改革に取り組み、目指す大学像の実現を図るため、宮崎県は必要な支援に努めるとともに、次のとおり中期目標を定め、法人に指示する。</u></p>	<p>第1 はじめに <u>宮崎県立看護大学は、平成9年に開学し、平成29年度からは、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）として、大学像である「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」の実現を目指している。</u> <u>法人設立後、第1期中期目標及び中期計画の達成に向け、理事長及び学長のリーダーシップの下、様々な点を改善しながら、大学運営に取り組み、本県の保健、医療、福祉の向上に大きく貢献してきた。</u> <u>本県においては、急速な高齢化や新たな感染症への対応、さらには特定行為をはじめとする専門性の高い看護職員の育成など、医療の現場を支える人材の確保と資質の向上が急務となっている。こうした本県の保健・医療・福祉に関する様々な課題に対し、地域に根ざす大学として県民の期待に応えていく必要がある。</u> <u>そこで、理事長及び学長のリーダーシップの下、法人が自主的・自律的な大学運営・大学改革に取り組み、目指す大学像の実現を図るため、宮崎県は必要な支援に努めるとともに、次のとおり重点目標を定め、それを含む第2期中期目標を法人に指示する。</u></p>	<p>第1期の法人の取組や、現在の社会情勢を踏まえて第2期に大学に期待される内容へ修正する。</p>

第1期中期目標	第2期中期目標（素案）	修正理由
<p>（重点目標）</p> <p>1 学生の県内就職率の向上及び県内の看護職員の専門性向上を図るための取組を推進し、<u>県内の看護人材の養成・確保を図る。</u></p> <p>2 大学が持つ研究成果の還元や人的資源の活用等による<u>地域貢献活動を推進する。</u></p> <p>3 教育研究活動の活性化及び将来にわたる安定的な法人運営を目指して、<u>優秀な人材の確保と育成を図る。</u></p>	<p>（重点目標）</p> <p>1 学生の県内就職率の向上及び県内の看護職員の専門性向上を図るための取組を推進し、<u>県内の看護人材の養成・確保を図る。</u></p> <p>2 大学が持つ研究成果の還元や人的資源の活用等による<u>地域貢献活動を推進する。</u></p> <p>3 教育研究活動の活性化及び将来にわたる安定的な法人運営を目指して、<u>優秀な人材の確保と育成を図る。</u></p>	<p>第1期の課題への対応や今後さらに推進すべき目標として、法人にしっかりと示すため、重点目標を定める。</p>
<p>＜基本的な方向＞</p> <p>1 質の高い教育の実施 看護の対象である人間を総合的に理解する能力や豊かな人間性、科学的根拠に基づいて自律的に判断し実践できる能力を身に付け、地域社会の看護分野を支える人材を育成する。</p> <p>2 研究の活性化 時代や地域社会のニーズに応える質の高い研究に積極的に取り組み、研究水準の向上を図る。</p> <p>3 地域社会への貢献 医療機関や他大学、県等と連携して、研究の成果等を地域社会に還元する等、地域貢献の取組を積極的に推進する。</p> <p>4 効率的かつ効果的な法人運営 社会の変化に機動的に対応できる運営体制を確立するとともに、経営基盤の強化を図る。</p>	<p>＜基本的な方向＞</p> <p>1 質の高い教育の実施 看護の対象である人間を総合的に理解する能力や豊かな人間性、科学的根拠に基づいて自律的に判断し実践できる能力を身に付け、地域社会の看護分野を支える人材を育成する。</p> <p>2 研究の活性化 時代や地域社会のニーズに応える質の高い研究に積極的に取り組み、研究水準の向上を図る。</p> <p>3 地域社会への貢献 医療機関や他大学、県等と連携して、研究の成果等を地域社会に還元する等、地域貢献の取組を積極的に推進する。</p> <p>4 効率的かつ効果的な法人運営 社会の変化に機動的に対応できる運営体制を確立するとともに、経営基盤の強化を図る。</p>	

第1期中期目標		第2期中期目標（素案）		修正理由
第2 中期目標の期間等 1 中期目標の期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで 2 数値目標 県内就職率（学部卒業生で就職した者のうち県内医療機関等に就職した者の割合）を 50% 以上とする。 3 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、看護学部看護学科、大学院看護学研究所、看護研究・研修センター、附属図書館及び別科助産専攻を置く。	第2 中期目標の期間等 1 中期目標の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで 2 数値目標 県及び医療機関と連携・協力し、県内就職率（学部卒業生で就職した者のうち県内医療機関等に就職した者の割合）50%以上を達成する。 ※ 平成 29 年度～令和 3 年度の県内就職率の平均は 44.5% 3 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、看護学部看護学科、大学院看護学研究所、別科助産専攻、看護研究・研修センター及び附属図書館を置く。	大学の努力はもろろのこ と、県及び就職先となる医療 機関と連携・協力し、県内就 職率の目標達成に向けて取 り組む。 組織の記載順を建制順に入 れ替える。	目標の内容が教育内容だけ でなく、人材育成（成果）に つながる内容となっている ため修正する。	
第3 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育の内容 ア 学部 ① 看護の対象である人間を総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、看護職者としての自覚と誇りを持った人材を育成する。 ② 看護職者として、科学的根拠に基づき優れた状況対応力と、高度な実践力を身に付けた人材を育成する。 ③ 保健医療福祉活動に関心をもち、県民の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。	第3 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育の内容と成果 ア 学部 ① 看護の対象である人間を総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、科学的根拠に基づき優れた状況対応力と、高度な実践力を身に付け、県民の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。	第1期目標の①～③は相互 に関連するものであるため、 イの大学院やウの別科の目 標と同様に一つにまとめる。		

第1期中期目標		第2期中期目標（素案）		修正理由
イ 大学院	① 地域に根ざした看護の質的向上を目指して、看護学としての専門性を追究し、人々の健康支援に有用な活動を展開し得る看護実践者・看護学教育者・看護研究者を育成する。	イ 大学院	① 地域に根ざした看護の質的向上を目指して、看護学としての専門性を追究し、人々の健康支援に有用な活動を展開し得る看護実践者・看護学教育者・看護研究者を育成する。	
ウ 別科	① 生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性、多職種と連携・協働できる協調性及び深く高度な専門的知識・技術を修得し、県民の母子保健・医療・福祉に貢献できる実践力を持つ助産師を育成する。	ウ 別科	① 生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性、多職種と連携・協働できる協調性及び深く高度な専門的知識・技術を修得し、県民の母子保健・医療・福祉に貢献できる実践力を持つ助産師を育成する。	
		(2)教育の実施体制	① 教育組織及び教育環境を充実・強化する。 ② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。	「(1) 教育の内容」と関連する内容であるため、「(3) 教育の実施体制」と「(2) 学生の確保」の順番を入れ替える。
		(2)学生の確保	ア 学部 ① 優秀な学生や目的意識の明確な学生を確保するため、アドミッション・ポリシー（看護大学が求める学生像及び学生の選抜基準を示した入学者受入方針）や教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。 ② 本県の看護職者として活躍したいという意欲的な学生を確保するため、県内高等学校等との連携を図るとともに、現行の募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。	少子化の影響により年々全国の受験者数が減少している状況を踏まえ修正する。
		(2)学生の確保	ア 学部 ① 優秀な学生や目的意識の明確な学生を確保するため、アドミッション・ポリシー（看護大学が求める学生像及び学生の選抜基準を示した入学者受入方針）や教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。 ② 優秀な県内からの受験者の増加を目指し、現行の募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。	

第1期中期目標		第2期中期目標（素案）		修正理由
イ 大学院	① <u>実践経験を経て、高度な専門知識の修得意欲や課題認識を持つ学生を確保するため、アドミSSION・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、効果的な情報発信を行う。</u> ② <u>優れた看護実践能力を持つ多様な人材を確保するため、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</u> ③ <u>リカレント教育の場として、社会人学生が就学しやすい環境の整備に取り組む。</u>	イ 大学院 ① 高度な専門知識の修得意欲や課題認識を持つ学生を確保するため、アドミSSION・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、効果的な情報発信を行う。 ② 優れた看護実践能力を持つ多様な人材を確保するため、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。	保健師課程を大学院化したことにより、社会人経験のない学部卒業生が入学する場があるため一部削除する。	
ウ 別科	① 県内に助産師として就職する意思を有する優秀な学生を確保するため、アドミSSION・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。 ② 県内の医療機関の助産師に対するニーズを踏まえ、募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。	ウ 別科 ① 県内に助産師として就職する意思を有する優秀な学生を確保するため、アドミSSION・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。 ② 県内の医療機関の助産師に対するニーズを踏まえ、募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。	就学しやすい環境の整備については「学生支援」の目標に記載するため削除する。	
(3)教育の実施体制	① 教育組織及び教育環境を充実・強化する。 ② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。		「(1) 教育の内容」と関連する内容であるため、「(3) 教育の実施体制」と「(2) 学生の確保」の順番を入れ替える。	

第1期中期目標	第2期中期目標 (素案)	修正理由
<p>(4) 学生支援 ア 学部</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ 県内就職率の向上を図るため、<u>学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。</u></p>	<p>(4) 学生支援 ア 学部</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ 県及び医療機関と連携・協力し、<u>県内就職率50%以上を達成するため、学生に対する支援に重点的に取り組むとともに、卒業生に対するUターン支援を推進する。</u></p>	<p>評価委員会等の評価等において、安定的な県内就職率の目標の達成や、積極的なUターン支援の課題に対応するため修正する。</p>
<p>イ 大学院</p> <p>① <u>社会人学生に対しては、学修と就業が両立できるよう支援する。</u></p> <p>② <u>修了生が高度な専門性を備えた看護職者として更なる質の向上を図ることができるよう修了後の支援を行う。</u></p>	<p>イ 大学院</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現でき、<u>県内就職にもつながるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</u></p> <p>③ <u>修了生が高度な看護学の創造性・専門性を備え、それらを発揮できるよう修了後も支援する。</u></p>	<p>保健師課程を大学院化したことにより、社会人学生だけでなく学部卒業生も入学するため、学部や別科と同様の学生支援に関する目標を定める。</p> <p>目標の内容がイメージしやすいようにするため修正する。</p>
<p>ウ 別科</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ 県内就職率の向上を図るため、<u>学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。</u></p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ 県内就職率の向上を図るため、<u>学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。</u></p>	

第1期中期目標	第2期中期目標（素案）	修正理由
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究の水準及び成果</p> <p>① 研究水準の向上を図り、質の高い研究を行うとともに、地域社会のニーズが高い実践的な研究に積極的に取り組む。</p> <p>② 科学研究費助成事業や、県、市町村、医療機関等との共同研究等に積極的に取り組む。</p> <p>③ 研究活動や成果に関する情報を積極的に発信し、地域社会に還元する。</p> <p>(2) 研究の実施体制</p> <p>① 効果的かつ適正な研究活動を行うため、予算や人員等の研究資源を適切に配置し、研究組織及び研究環境を充実・強化する。</p> <p>② 研究における公正性の確保や対象者の尊厳及び人権を守るため、研究における倫理基準の遵守を徹底する。</p> <p>③ <u>科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、全学的な支援を行う。</u></p>	<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究の水準及び成果</p> <p>① 研究水準の向上を図り、質の高い研究を行うとともに、地域社会のニーズが高い実践的な研究に積極的に取り組む。</p> <p>② 科学研究費助成事業や、県、市町村、医療機関等との共同研究等に積極的に取り組む。</p> <p>③ 研究活動や成果に関する情報を積極的に発信し、地域社会に還元する。</p> <p>(2) 研究の実施体制</p> <p>① 効果的かつ適正な研究活動を行うため、予算や人員等の研究資源を適切に配置し、研究組織及び研究環境を充実・強化する。</p> <p>② 研究における公正性の確保や対象者の尊厳及び人権を守るため、研究における倫理基準の遵守を徹底する。</p>	<p>第5-1-②に同内容の目標が設定されているため削除する。</p>

第1期中期目標	第2期中期目標（素案）	修正理由
<p>3 地域貢献に関する目標</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>① 県内の大学や自治体、関係機関等と連携し、<u>地域のニーズに応じた教育研究活動を推進する。</u></p>	<p>3 地域貢献に関する目標</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>① 県内の大学や自治体、関係機関等と連携した<u>教育・研究・地域貢献活動を実施し、研究成果の還元や人的資源の活用を図る。</u></p>	<p>これまで、保健師や訪問看護師等に対する教育プログラムの開発や感染管理分野に関する研究・地域貢献活動等により、研究成果の還元や人的資源活用を図ってきた。第2期においても地域貢献活動は地域に根ざす大学としてしっかりと取り組む必要があるため修正する。</p>
<p>② 医療機関や看護職者等のニーズを踏まえ、<u>県内の看護職者の資質向上の取組を推進する。</u></p>	<p>(2) <u>県内看護職者の専門性向上</u></p> <p>① <u>県内医療機関や看護職者等のニーズを踏まえ、リカレント教育の場として、看護職者の専門性向上の取組を推進する。</u></p>	<p>認定看護師等の育成、訪問看護師・保健師の育成プログラムの開発等、県内看護職者に対するリカレント教育（学び直し）の機会を提供し、その専門性を高める役割を担うよう修正する。</p>
<p>(2) <u>県の政策との連携</u></p> <p>① 公共性・公益性を有する県立の「<u>知の拠点</u>」として、<u>県の政策課題に対応した教育研究活動を実施するなど、県と連携して看護政策を推進する。</u></p>	<p>(3) <u>県・市町村の政策への寄与</u></p> <p>① 公共性・公益性を有する県立の「<u>知の拠点</u>」として、<u>県・市町村の政策課題に対応した教育研究活動を実施するなど、保健、医療、福祉分野に関する県・市町村の政策へ寄与する。</u></p>	<p>審議会の委員など、県だけでなく、市町村の政策へも教員が関わっていることから市町村も含めた内容へ修正する。また、貢献することを意味する「寄与」へ修正する。</p>

第1期中期目標	第2期中期目標（素案）	修正理由
<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>① 理事長及び学長のリーダーシップの下、意思決定の迅速化を図り、教員及び事務局職員が一体となつて効率的かつ効果的な大学運営を行う。</p> <p>② 大学に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。</p> <p>③ 法令に基づく監査に加え、日常的な業務チェック体制を充実・強化し、<u>法人移行後も引き続き適正な運営を行う。</u></p> <p>2 人事の適正管理に関する目標</p> <p>① 教育研究活動の活性化を図るため、優秀な人材の確保に努めるとともに、適正な人事管理を行う。</p> <p>② <u>教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。(再掲)</u></p> <p>③ 事務局職員の能力や業績を公平かつ客観的に評価し、業務の能率向上を図る。</p> <p>3 事務の効率化・合理化に関する目標</p> <p>① 事務処理方法や事務組織の見直し等により、事務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>① 理事長及び学長のリーダーシップの下、意思決定の迅速化を図り、教員及び事務局職員が一体となつて効率的かつ効果的な大学運営を行う。</p> <p>② 大学に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。</p> <p>③ 法令に基づく監査に加え、日常的な業務チェック体制を充実・強化し、適正な運営を行う。</p> <p>2 人事の適正管理及び人材育成に関する目標</p> <p>① <u>教育研究活動の活性化及び将来にわたる安定的な法人運営を目指して、優秀な人材の確保と育成に努めるとともに、適正な人事管理を行う。</u></p> <p>② <u>教育・研究活動の質の向上を図るため、学内・学外の研修への実施・参加などの取り組みを推進する。</u></p> <p>③ 事務局職員の能力や業績を公平かつ客観的に評価し、業務の能率向上を図る。</p> <p>3 事務の効率化・合理化に関する目標</p> <p>① 事務処理方法や事務組織の見直し等により、事務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p>法人移行しているため一部削除する。</p> <p>開学から25年が経過。次の四半世紀も優秀な看護職員を輩出し、地域に必要とされる大学であり続けるためには、人材確保だけでなく、将来を見据えた学内での人材育成も必要であるため修正する。</p> <p>「教育の実施体制」②の目標の再掲であるため削除する。</p>
<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>① 理事長及び学長のリーダーシップの下、意思決定の迅速化を図り、教員及び事務局職員が一体となつて効率的かつ効果的な大学運営を行う。</p> <p>② 大学に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。</p> <p>③ 法令に基づく監査に加え、日常的な業務チェック体制を充実・強化し、<u>法人移行後も引き続き適正な運営を行う。</u></p> <p>2 人事の適正管理に関する目標</p> <p>① 教育研究活動の活性化を図るため、優秀な人材の確保に努めるとともに、適正な人事管理を行う。</p> <p>② <u>教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。(再掲)</u></p> <p>③ 事務局職員の能力や業績を公平かつ客観的に評価し、業務の能率向上を図る。</p> <p>3 事務の効率化・合理化に関する目標</p> <p>① 事務処理方法や事務組織の見直し等により、事務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>① 理事長及び学長のリーダーシップの下、意思決定の迅速化を図り、教員及び事務局職員が一体となつて効率的かつ効果的な大学運営を行う。</p> <p>② 大学に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。</p> <p>③ 法令に基づく監査に加え、日常的な業務チェック体制を充実・強化し、適正な運営を行う。</p> <p>2 人事の適正管理及び人材育成に関する目標</p> <p>① <u>教育研究活動の活性化及び将来にわたる安定的な法人運営を目指して、優秀な人材の確保と育成に努めるとともに、適正な人事管理を行う。</u></p> <p>② <u>教育・研究活動の質の向上を図るため、学内・学外の研修への実施・参加などの取り組みを推進する。</u></p> <p>③ 事務局職員の能力や業績を公平かつ客観的に評価し、業務の能率向上を図る。</p> <p>3 事務の効率化・合理化に関する目標</p> <p>① 事務処理方法や事務組織の見直し等により、事務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p>法人移行しているため一部削除する。</p> <p>開学から25年が経過。次の四半世紀も優秀な看護職員を輩出し、地域に必要とされる大学であり続けるためには、人材確保だけでなく、将来を見据えた学内での人材育成も必要であるため修正する。</p> <p>「教育の実施体制」②の目標の再掲であるため削除する。</p>

第1期中期目標	第2期中期目標 (素案)	修正理由
<p>第5 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標</p> <p>① 安定した経営基盤を確立するため、授業料等の学生納付金及びその他の自己収入の確保に努める。</p> <p>② 科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、教員の研究意欲が向上する仕組みや全学的な支援体制を構築する。</p>	<p>第5 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標</p> <p>① 安定した経営基盤を確立するため、授業料等の学生納付金及びその他の自己収入の確保に努める。</p> <p>② 科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、教員の研究意欲が向上する仕組みや全学的な支援体制を整備する。</p>	<p>新たに作る必要があったため第1期は「構築」としていたが、第2期は備える必要があることから「整備」へ修正する。</p>
<p>2 経費の効率的執行に関する目標</p> <p>① 職員のコスト意識を高めるとともに、予算を効率的に執行し、経費の節減に努める。</p> <p>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標</p> <p>① 施設・設備等は適正に管理し、有効活用を図る。</p> <p>② 資金は安全かつ効率的に管理する。</p>	<p>2 経費の効率的執行に関する目標</p> <p>① 職員のコスト意識を高めるとともに、予算を効率的に執行し、経費の節減に努める。</p> <p>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標</p> <p>① 施設・設備等は適正に管理し、有効活用を図る。</p> <p>② 資金は安全かつ効率的に管理する。</p>	
<p>第6 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>1 自己点検及び評価の実施に関する目標</p> <p>① 大学の教育研究活動や法人の業務運営について、自己点検や外部評価を行い、継続的な改善に努める。</p> <p>② 自己点検や外部評価の結果は積極的に公表する。</p> <p>2 情報公開の推進に関する目標</p> <p>① 透明性が高く開かれた大学運営を行うため、法人の業務に関する情報等を積極的に公開するとともに、大学の教育研究活動等の情報や成果について広く情報発信する。</p>	<p>第6 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>1 自己点検及び評価の実施に関する目標</p> <p>① 大学の教育研究活動や法人の業務運営について、自己点検や外部評価を行い、継続的な改善に努める。</p> <p>② 自己点検や外部評価の結果は積極的に公表する。</p> <p>2 情報公開の推進に関する目標</p> <p>① 透明性が高く開かれた大学運営を行うため、法人の業務に関する情報等を積極的に公開するとともに、大学の教育研究活動等の情報や成果について広く情報発信する。</p>	

第1期中期目標	第2期中期目標 (素案)	修正理由
<p>第7 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 大学の安全管理に関する目標</p> <p>① 安全・安心な教育研究環境を確保するため、危機管理体制及び安全衛生管理体制を強化する。</p> <p>② 情報管理を徹底するため、情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>第7 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 大学の安全管理に関する目標</p> <p>① 安全・安心な教育研究環境を確保するとともに、地域貢献を踏まえた危機管理体制及び安全衛生管理体制を強化する。</p> <p>② 情報管理を徹底するため、情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>宮崎市の指定避難所として、災害時に学生や地域住民に貢献できる体制づくりを進めるために修正する。</p>
<p>2 人権の尊重に関する目標</p> <p>① 人権が侵害され、良好な教育研究環境が損なわれることがないよう、学生及び職員の人権意識の向上を図るとともに、ハラスメント等を防止するための制度・体制を整備する。</p> <p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>① 学生や職員の法令遵守を徹底し、法令等に基づく教育研究活動・大学運営を行う。</p>	<p>2 人権の尊重に関する目標</p> <p>① 人権が侵害され、良好な教育研究環境が損なわれることがないよう、学生及び職員の人権意識の向上を図るとともに、ハラスメント等を防止するための制度・体制を整備する。</p> <p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>① 学生や職員の法令遵守を徹底し、法令等に基づく教育研究活動・大学運営を行う。</p>	

【その他報告事項】

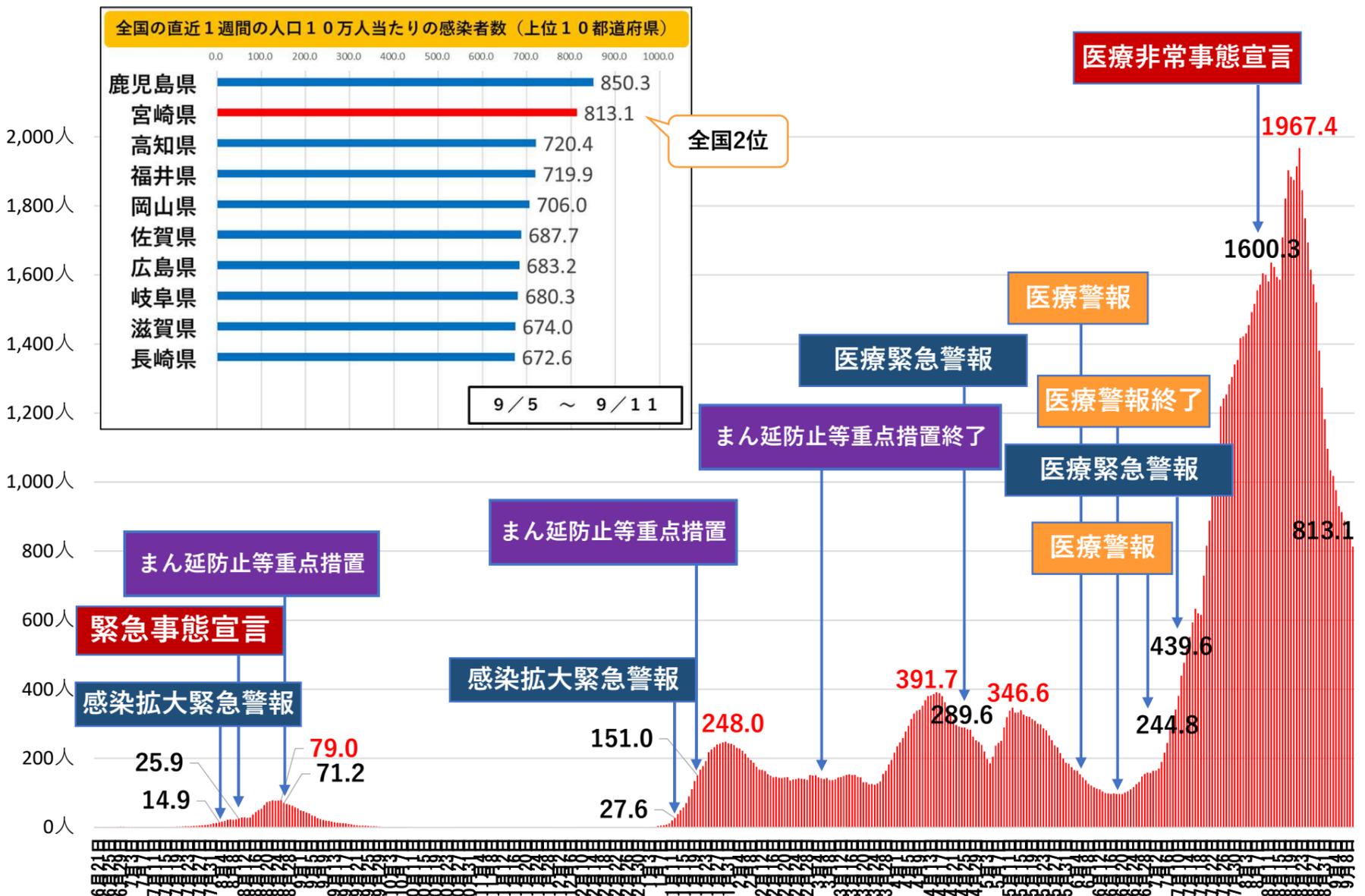
Ⅲ 新型コロナウイルス感染症における本県の対応状況等について

1日当たりの新規感染者数（前週との比較）

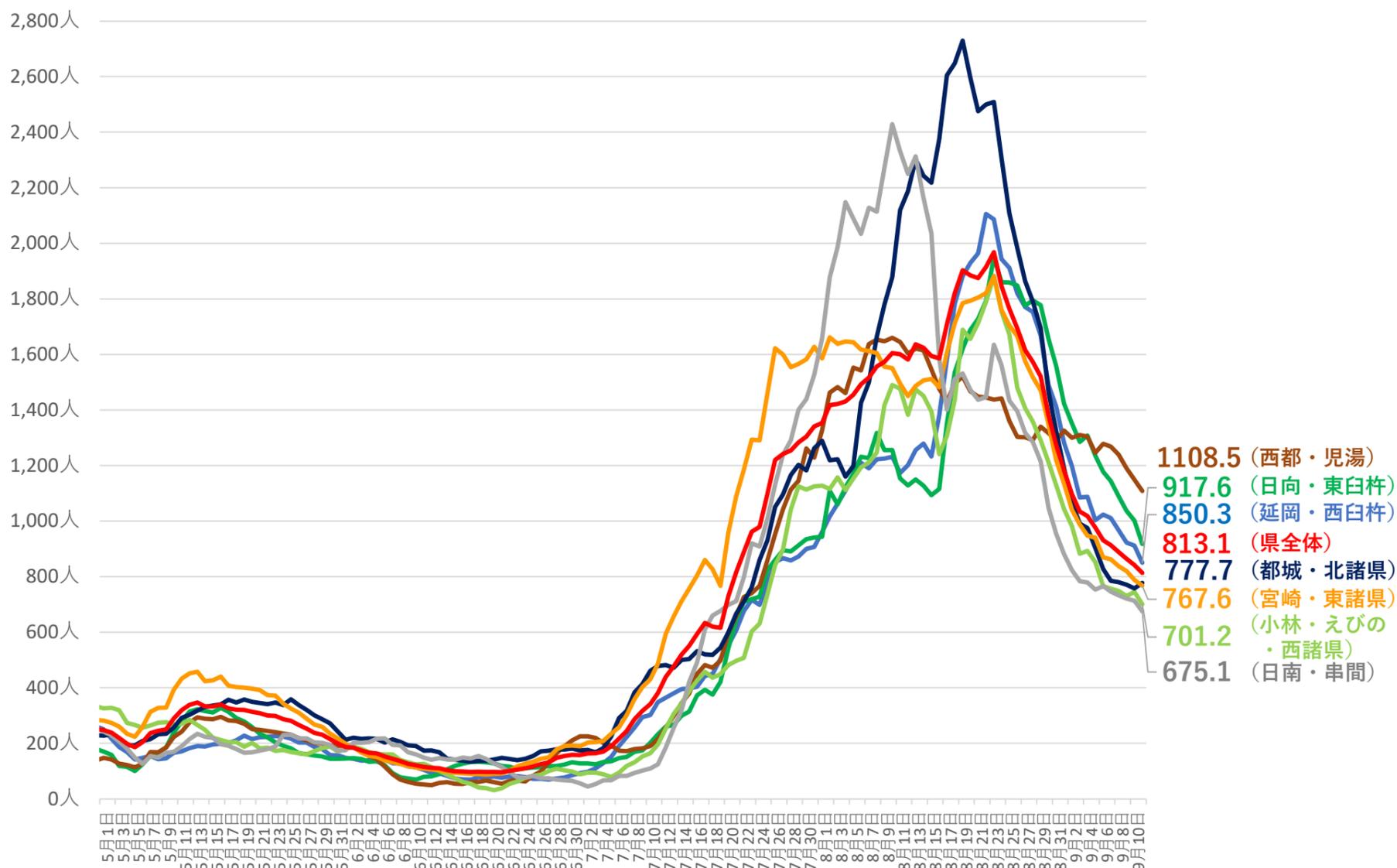
7~9月		※前週との比較							2022（令和4年）
日	月	火	水	木	金	土	1週間合計		
31	1	2	3	4	5	6	15,899人		
1,410人	1,974人	3,121人	2,465人	2,153人	2,351人	2,425人	15,899人		
+389 (1.4倍)	+136 (1.1倍)	+678 (1.3倍)	+52 (1.0倍)	+94 (1.0倍)	+256 (1.1倍)	+401 (1.2倍)	+2,006 (1.1倍)		
7	8	9	10	11	12	13	17,428人		
1,663人	2,396人	3,296人	2,809人	2,108人	2,148人	3,008人	17,428人		
+253 (1.2倍)	+422 (1.2倍)	+175 (1.1倍)	+344 (1.1倍)	-45 (1.0倍)	-203 (0.9倍)	+583 (1.2倍)	+1,529 (1.1倍)		
14	15	16	17	18	19	20	20,074人		
1,528人	2,085人	3,210人	4,113人	3,306人	3,024人	2,808人	20,074人		
-135 (0.9倍)	-311 (0.9倍)	-86 (1.0倍)	+1,304 (1.5倍)	+1,198 (1.6倍)	+876 (1.4倍)	-200 (0.9倍)	+2,646 (1.2倍)		
21	22	23	24	25	26	27	17,209人		
1,429人	2,504人	3,774人	2,815人	2,433人	2,283人	1,971人	17,209人		
-99 (0.9倍)	+419 (1.2倍)	+564 (1.2倍)	-1,298 (0.7倍)	-873 (0.7倍)	-741 (0.8倍)	-837 (0.7倍)	-2,865 (0.9倍)		
28	29	30	31	1	2	3	11,021人		
975人	1,945人	2,284人	1,679人	1,458人	1,374人	1,306人	11,021人		
-454 (0.7倍)	-559 (0.8倍)	-1,490 (0.6倍)	-1,136 (0.6倍)	-975 (0.6倍)	-909 (0.6倍)	-665 (0.7倍)	-6,188 (0.6倍)		
4	5	6	7	8	9	10	8,965人		
799人	1,501人	1,797人	1,496人	1,194人	1,110人	1,068人	8,965人		
-176 (0.8倍)	-444 (0.8倍)	-487 (0.8倍)	-183 (0.9倍)	-264 (0.8倍)	-264 (0.8倍)	-238 (0.8倍)	-2,056 (0.8倍)		
11	12	13	14	15	16	17	496人		
496人							496人		
-303 (0.6倍)									

※下線部は判明時において当該曜日の過去最多を更新した感染者数

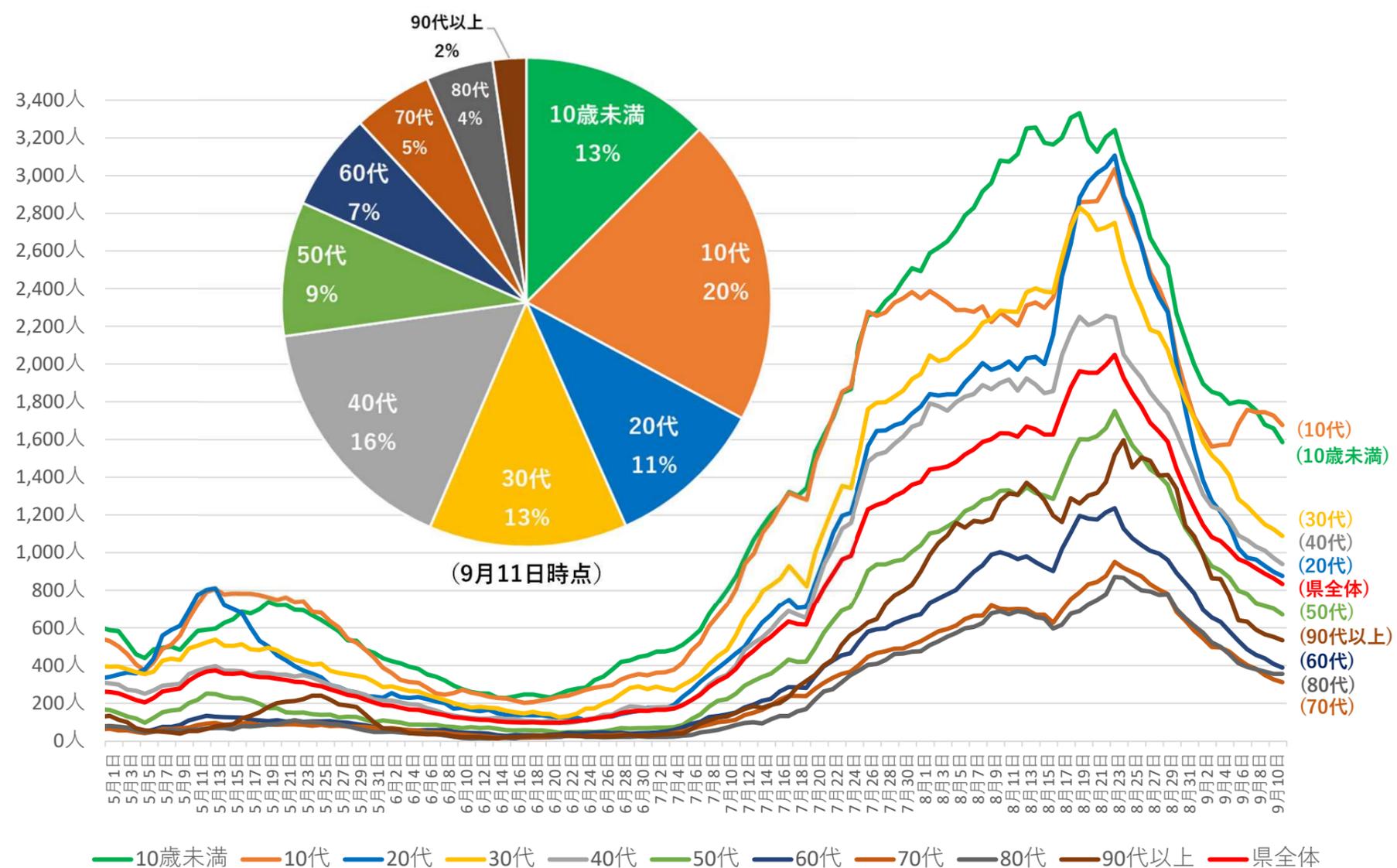
直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



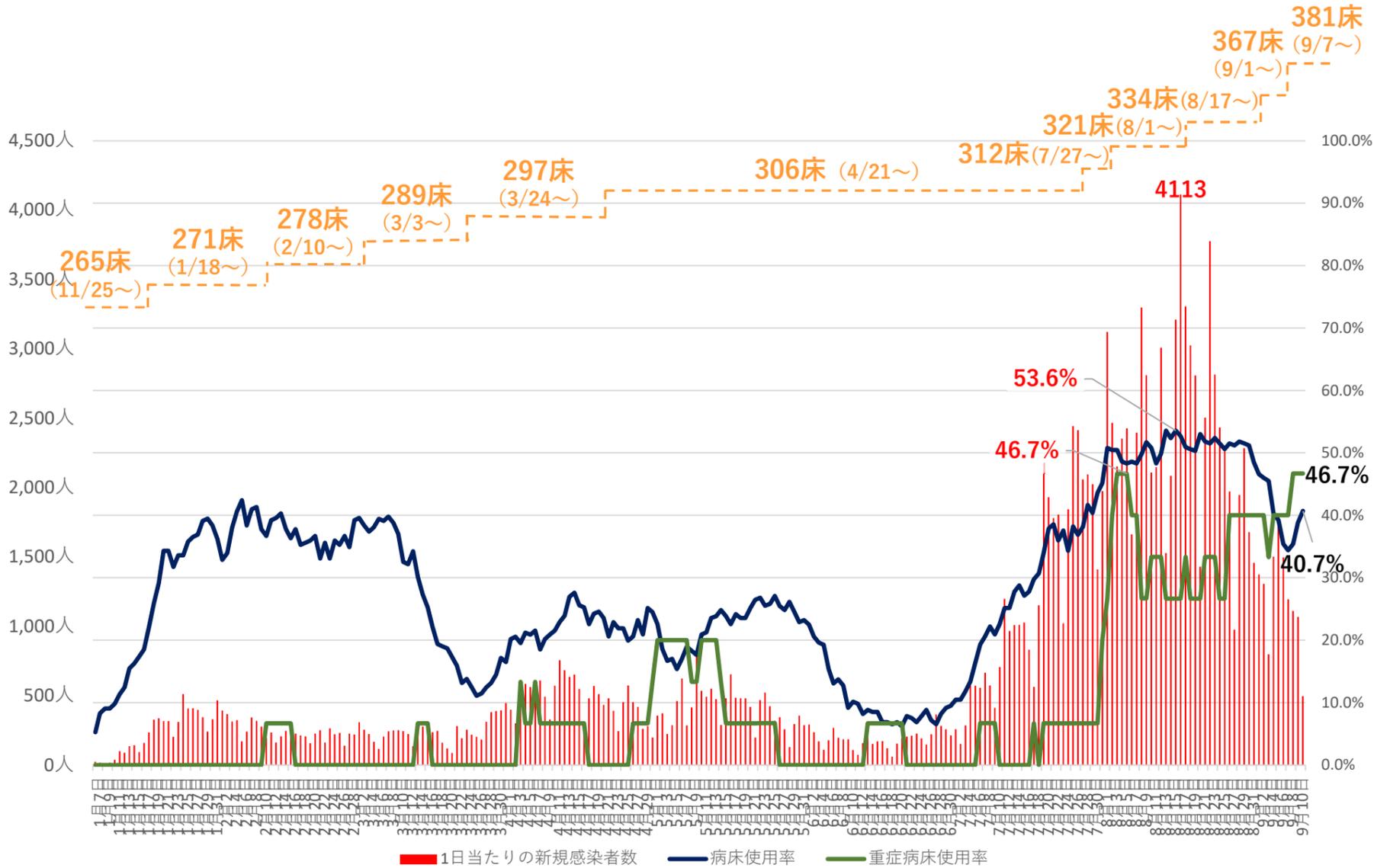
各圏域別の感染状況 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)



各年代別の感染状況 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)

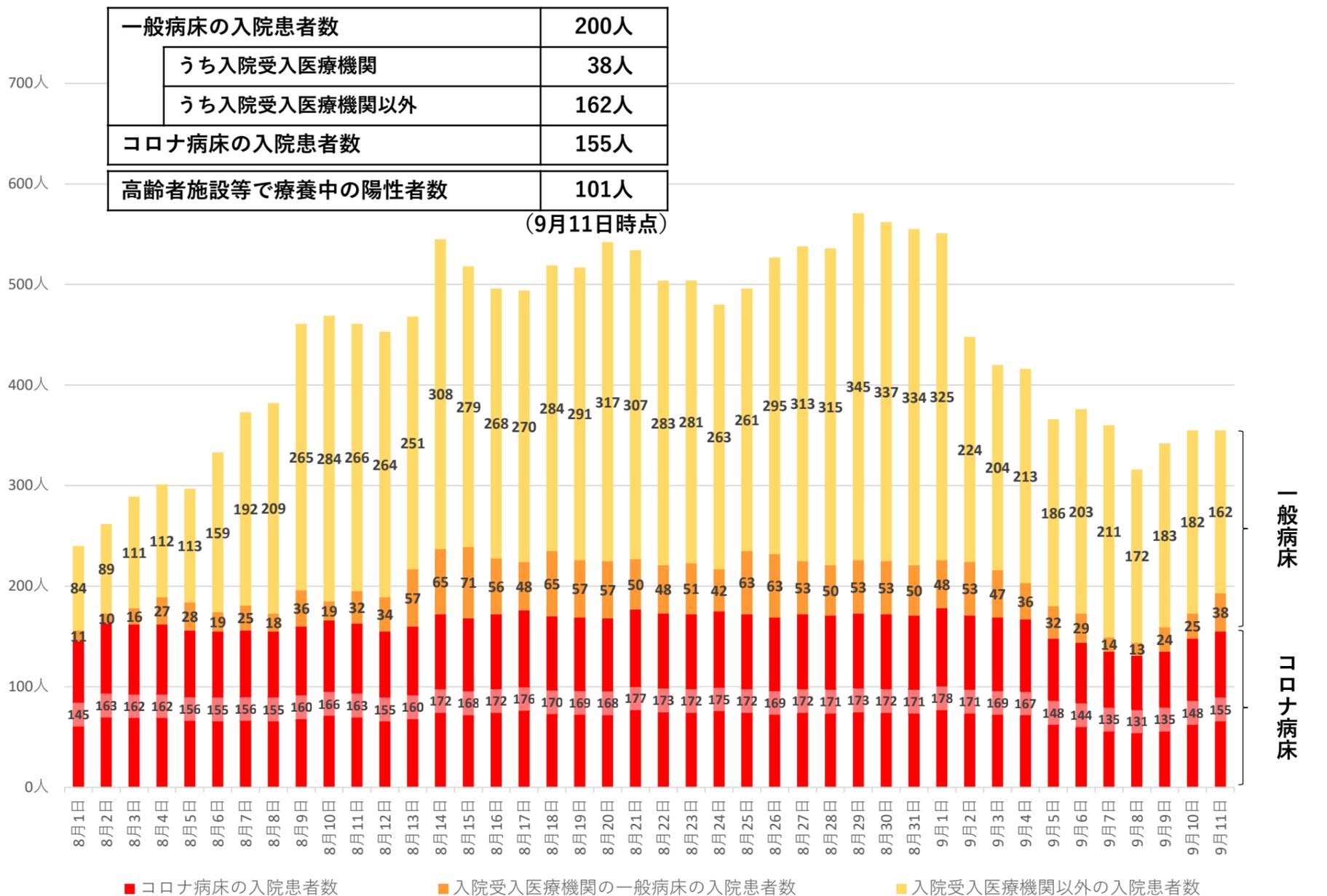


新規感染者数と病床使用率の推移



※病床使用率、重症病床使用率は、新型コロナウイルスの確保病床における入院患者をベースに算定

入院患者数の推移



医療非常事態宣言

発令中！



(BA.5対策強化地域)



■発令期間 8月11日(木)～8月31日(水)9月21日(水)を目途
(終期は、医療のひっ迫状況等を見極めて判断)

※本県への「BA.5対策強化地域」の指定も9月21日(水)まで延長

基本的考え方

直近の感染者数は減少傾向に転じているが、病床使用率は高止まりしており、ぜい弱な県内の医療提供体制はひっ迫し、危機的な状況にある。
これまでの知見から、引き続き、医療提供体制については厳しい状況が続くことが見込まれるため、31日を終期として発令している県独自の「医療非常事態宣言」を延長する。

県民の皆さまへのお願い（8月11日～）

混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛を！



家族などいつも一緒にいる身近な人と行動し、混雑する場所や感染リスクの高い場所への外出は控えてください。特に、**高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と日常的に接する方は、注意**をお願いします。

会食は「1卓4人以下、2時間以内」で！



「ひなた飲食店認証店」を利用し、1卓4人以下※、2時間以内でテーブル間の移動は控えてください。自宅等での会食においても「みやざきモデル」を徹底してください。

※介護・介助が必要な場合等を除く

早期の医療機関の受診を！



少しでも体調に異変がある際は、無理な出勤や外出を控え、すぐに身近な医療機関を受診してください。※65歳未満で、かつ、基礎疾患を有しない方は、陽性者登録センターが配布する抗原検査キットをご活用下さい
宮崎県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター
☎0985(78)5670 (24時間対応)
宮崎県陽性者登録センター
☎0570(089)050 (受付時間：9～18時)

早期の無料検査の受検を！



感染に不安がある場合や、県外から帰ってきた方、早期の検査の実施をお願いします。県外から来られる方は、事前の検査で陰性を確認してください

宮崎県検査相談コールセンター
☎0985(68)1001 (受付時間：9時～17時) ※土日祝を含む

高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限



緊急やむを得ない場合を除き、**高齢者施設等での対面での面会**は制限してください。(ガラス越しやオンラインでの面会をお願いします。)

ワクチン3回目接種の積極的な検討を！



ワクチン3回目接種により、発症予防効果や入院予防効果に加え、後遺症のリスクが低くなることも報告されています。特に若い世代の皆様も自分自身と大切な人の健康を守るため、接種の検討をお願いします。

基本的な感染防止対策（マスク、手洗い、換気）の徹底を！



不織布マスクの適切な着用やこまめな手洗い、十分な換気の実施など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、熱中症予防の観点から、屋外で人と人の距離が確保できている場面や会話をしない場面では、マスクを外すことを推奨しています。

事業者の皆さまへのお願い（8月11日～）

業種別ガイドラインの遵守



職場の中で感染を広げることがないように、ガイドラインを遵守いただき、従業員に対し、少しでも体調に異変がある際は出勤を控えるよう呼びかけをお願いします。

テレワークの活用や時差出勤の促進



職場内や通勤時での「密」を防ぐため、テレワークや時差出勤の促進をお願いします。

居場所の切り替わりにおける感染対策の徹底



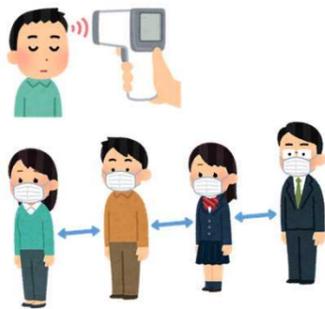
休憩室、喫煙所、食堂や寮等においても、マスクの着用や換気等の感染対策の徹底をお願いします。

療養終了時等の検査証明を求めない



感染したり、濃厚接触者となった方の療養、待機の開始・終了時に検査証明を求めることは控えてください。

延期できるイベントは延期を！



- 規模や内容等を踏まえ、開催について慎重に判断の上、**延期できるものは延期してください！**
- 開催する場合は、感染防止対策を徹底の上、収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度に開催をお願いします。
 - ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
 - ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
- ※参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）
- 飲食時には、「ひなた飲食店認証店」の認証基準に準じた感染防止対策を実施してください。

保健・医療を守るためのお願い

地域医療を守るために

- できるだけ平日の日中に受診を！
- 症状が悪化する前に早期にかかりつけ医等の受診を！
- 検査のためだけの救急外来の受診は控えて！
- 有症状者のうち、65歳未満で、かつ、基礎疾患を有しない方は、陽性者登録センターが配布する抗原検査キットの活用を！
- 感染したり、濃厚接触者となった方の療養、待機の開始・終了時に**検査証明を求め**ることは控えて！

保健所機能を守るために

県ホームページはこちら

- 陽性や濃厚接触となった場合の療養・待機期間の考え方等の必要な情報は、**県のホームページ上で確認を！**（保健所への電話はできるだけ控えて）



お困りの方へいち早く支援を届けるために

- 感染の場合に備え、**1週間程度の食料や解熱剤等の備蓄を！**

医療提供体制等の強化について

1 入院受入病床（確保病床）の拡充（367床→381床）

圏域	宮崎東諸県	都城北諸県	延岡西臼杵	西諸	西都児湯	日向入郷	日南串間	計
～9.6	133	65	76	23	21	30	19	367
9.7～	145	65	77	24	21	30	19	381

2 自宅療養者初期治療センターの受入状況

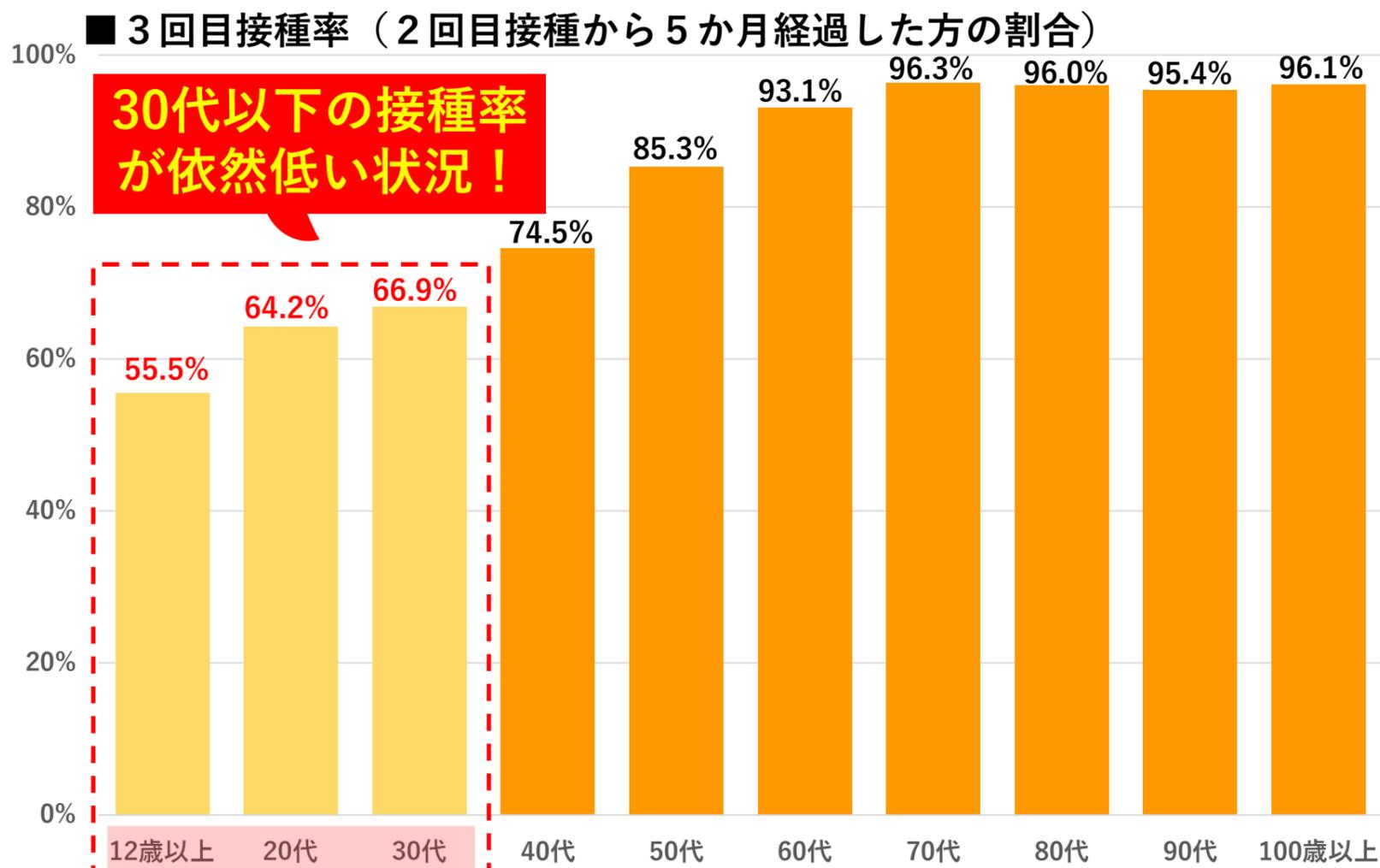
実績	受入人数	稼働日数
自宅療養者初期治療センター	延べ109人	28日間 (8/8～9/11)

3 陽性者登録センターの受入状況

実績	抗原検査キットの配布個数	陽性判定（登録）
	うち市町村配布個数	
陽性者登録センター	73,104個 11,644個	5,822人 (8/8～9/11 35日間)

※8/13より、無料検査及び自己購入キットでの陽性の登録を開始
 ※8/17より、抗原検査キットの配布対象を「40歳未満」から「65歳未満」に引上げ

年代別のワクチン接種率（令和4年9月11日現在）



■ 4回目接種率（60歳以上）

人口比	58.7%	3回目から5か月経過者	72.8%
-----	-------	-------------	-------

■ 小児接種率（5-11歳）

1回目	24.3%	2回目	22.3%
-----	-------	-----	-------

小児ワクチン接種の促進について

小児接種の努力義務化により、
県では9月を「**小児ワクチン接種促進月間**」に設定

月間中は、市町村と連携し、接種率向上に向けて以下のとおり取り組む。

■ 広報の強化

SNS広告等による積極的な情報提供

■ 集団接種の実施

〈県の集団接種〉

9月9日（金）～11日（日）、9月30日（金）～10月2日（日）

- ・アリーナくにとみ（国富町）
- ・都農町健康管理センター（都農町）
- ・小林市保健センター（小林市）

〈市町村の集団接種〉

8市町村（宮崎市、延岡市、日向市、国富町、門川町、椎葉村、美郷町、五ヶ瀬町）

新型コロナ後遺症対応医療機関の公表について

新型コロナ後遺症の診療が可能な医療機関の一覧（県医師会とりまとめ）を県ホームページで公表しています（8月31日～）

新型コロナ後遺症の診療が可能な医療機関	医療機関数
内科	50施設
精神科／心療内科	7施設
皮膚科	5施設
耳鼻咽喉科	15施設
整形外科	12施設
その他（小児科、脳神経外科）	8施設
計	97施設

後遺症が疑われる場合

県のホームページに、医療機関を受診すべきかの目安やどの診療科を受診すればいいかを確認できる「セルフチェックシート」を掲載していますので、確認の上、一覧に掲載している診療可能な医療機関を受診ください

※なお、かかりつけ医がある方は、まずはかかりつけ医にご相談ください

新型コロナウイルスに感染した方で、治療や療養期間が終了したにもかかわらず、倦怠感や息切れ、睡眠障がいなどが長引いたり、新たに発症したりする方がいます。（無症状や軽症であった方でも、後遺症が発現する場合があります）

後遺症の主な症状



だるさ・息苦しさ



胸の痛み・違和感



咳



睡眠障がい



味覚・嗅覚障がい



記憶障がい

等